

平塚市教育委員会令和8年2月定例会会議録

開会の日時

令和8年2月17日（火）14時30分

会議の場所

平塚市役所本館3階302会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 大野 かおり 委員 寺田 一美

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	諸星 薫	教育総務課企画担当長	小嶋 豊綱
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	西山 弥生
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	小塚 祐歩
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	小澤 雄一		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和8年2月定例会を開会する。

【欠席委員の報告】

○吉野教育長

開会に当たり、増井委員、小林委員から欠席の連絡があったことを報告する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和8年1月定例会の会議録の承認をお願いする。

(訂正等の意見なし)

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和8年1月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開の発議】

○吉野教育長

本定例会に提出されている案件のうち、「議案第32号 令和7年度平塚市教職員表彰の被表彰者の決定について」、「議案第33号 令和8年度平塚市立学校長等の人事異動の内申について」は、個人及び人事に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び第8項及び平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書き及び第2項に基づき、非公開での審議を發議する。

發議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

異議がないため、当該案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和7年平塚市スポーツ優秀選手の表彰について

【報告】

○吉野教育長

国際大会や全国レベルの大会において、優秀な成績を収めた個人及び団体を表彰したことを報告するものである。

詳細は、スポーツ課長から報告する。

○スポーツ課長

この表彰は、本市スポーツ優秀選手表彰規定に基づき、本市にゆかりのある選手を対象に、国際大会で優勝又は準優勝、または全国大会で優勝した高校生以下を除く個人または団体を対象として、市長が表彰するものである。

対象の期間は、令和7年1月から12月までに開催された大会での成績を対象とし、東海大学に照会するとともに、市広報紙やスポーツ課のウェブサイトに掲載して、表彰者の推薦にかかる周知をした。

今回の表彰対象者は記載のとおりで、個人が10名、団体が2団体の計12組の表彰となる。個人の競技種目は、柔道、水泳、卓球、サーフィンのロングボードの4種目である。団体の競技種目は、ボディビルと柔道で2組とも東海大学である。表彰式については、2月11日に行っている。

【質疑】

なし

(2)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第8号 令和7年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

市議会3月定例会への提出案件である令和7年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

補正予算要求額は、歳入は14億6千733万1千円の増額を、歳出は15億4千305万2千円の増額を計上している。

詳細については、歳入、歳出の順に説明させていただく。

はじめに、歳入については、2ページ、3ページの歳入予算要求明細を参照いただきたい。

14款 使用料及び手数料 1項 使用料 8目 教育使用料 3節 社会教育使用料において、公民館施設使用料（ホール・体育館等）を291万円減額、美術館観覧料を500万円減額、合計791万円減額している。

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 7目 教育費国庫補助金 1節 教育総務費補助金において、教育支援体制整備事業費補助金を657万5千円計上している。2節 小学校費補助金において、学校施設環境改善交付金を1億6千426万7千円、また、3節 中学校費補助金において、同交付金を8千679万4千円計上している。こちらは、小中学校のトイレの洋式化や、防火シャッター・自動火災報知器修繕、校庭整備工事に係る交付金が交付決定されたことによるものである。

次に、16款 県支出金 2項 県補助金 7目 教育費補助金 1節 教育指導費補助金において、市町村立学校働き方改革加速化補助金を1千127万8千円計上している。

次に、17 款 財産収入 1 項 財産運用収入 2 目 利子及び配当金 1 節 利子及び配当金において、文化振興基金積立金利子収入を 1 千円計上している。また、2 項 財産売払収入 2 目 物品売払収入 1 節 物品売払収入において、その他物品売払収入を 62 万 6 千円計上している。

次に、21 款 諸収入 5 項 雑入 2 目 雑入 9 節 教育費雑入において、370 万円を減額している。

次に、22 款 市債 1 項 市債 7 目 教育債 1 節 教育総務債において、教育会館整備事業債を 1 億 4 千 60 万円減額、2 節 小学校債において、学校整備事業債を 7 億 7 千 570 万円、3 節 中学校債において、5 億 7 千 430 万円計上している。こちらは、教育会館整備完了に伴う減額及び、小中学校の大規模改修工事等に係る起債である。

続いて、歳出については、4 ページ、5 ページを参照いただきたい。

10 款 教育費のうち、1 項 教育総務費、3 目 学校給食費の「3 学校給食管理事業」において、学校給食の食材料費に係る物価高騰に対応するため、10 節 需用費のうち給食材料費を 9 千 336 万 7 千円増額補正する。

次に、4 目 教育指導費の「2 学務庶務事業」において、事業費の確定見込みにより 12 節 委託料を 227 万 3 千円減額補正する。また、「19 教育の情報化推進事業」において、事業費の確定見込みにより 12 節 委託料を 150 万円減額、13 節 使用料及び賃借料を 800 万円減額補正する。あわせて、財源充当補正をする。

次に、7 目 教育会館費の「1 教育会館改修事業」において、事業費の確定見込みにより、12 節 委託料を 1 千 195 万 1 千円減額、工事請負費を 1 億 5 千 627 万 3 千円減額補正する。あわせて継続費補正をする。

次に、8 目 文化公園会館費の「1 教育会館維持管理事業」において、財源充当補正をする。

次に、9 目 子ども教育相談センター費の「1 スクールカウンセラー派遣事業」において、事業費の確定見込みにより 1 節 報酬を 60 万円減額補正する。また、「3 介助員派遣事業」において、事業費の確定見込みにより、1 節 報酬を 88 万 9 千円減額、8 節 旅費を 42 万 7 千円増額補正する。あわせて、財源充当補正をする。

6 ページ、7 ページに移り 2 項 小学校費、1 目 学校管理費だが、「2 小学校運営事業」において、事業費の確定見込みにより、10 節 需用費のうち光熱水費を 359 万 1 千円、11 節 役務費のうち通信運搬費を 63 万 1 千円増額補正する。

次に、「4 小学校施設管理事業」において、国の補正予算に伴う補助金を活用して、トイレの洋式化や、防火シャッター、校庭整備工事を実施するため、10 節 需用費のうち施設修繕料を 5 億 607 万 4 千円、14 節 工事請負費を 3 千 968 万 8 千円増額補正する。

次に、3 目 学校建設費の「1 小学校大規模改修事業」において、国の補正予算に伴う補助金を活用して、外壁改修等の大規模な改修工事を実施するため、14 節 工事請負費を 3 億 9 千 446 万 5 千円増額補正する。

次に、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の「2 中学校運営事業」において、事業費の確定見込みにより、11 節 役務費のうち通信運搬費を 59 万 3 千円増額補正する。

続いて、「4 中学校施設管理事業」において、国の補正予算に伴う補助金を活用して、トイレの洋式化や、防火シャッター修繕、校庭整備工事を実施するため、10 節 需用費の

うち施設修繕料を2億6千402万円、14節 工事請負費を9千80万5千円増額補正する。

次に、3目 学校建設費の「1 中学校大規模改修事業」において、国の補正予算に伴う補助金を活用して、内部改修等の大規模な改修工事を実施するため、10節 需用費のうち消耗品費を26万円、14節 工事請負費を3億637万円増額補正する。

次に、4項 幼稚園費、1目 幼稚園費の「5 幼稚園運営補助事業」において、私立幼稚園等の食材料費に係る物価高騰分を助成するため、18節 負担金、補助及び交付金を1千936万8千円増額補正する。

8ページ、9ページに移り、5項 社会教育費だが、2目 公民館費の「3 中央公民館管理運営事業」において、事業費の確定見込みにより、10節 需用費のうち光熱水費を430万8千円、11節 役務費のうち通信運搬費を11万5千円増額補正する。あわせて、財源充当補正をする。

次に、「6 地区公民館管理運営事業」において、事業費の確定見込みにより、金田公民館改修設計委託に係る建設事業委託料を31万5千円減額補正する。あわせて、継続費補正をする。また、事業費の確定見込みにより、地区公民館に係る需用費のうち光熱水費を384万4千円増額補正する。あわせて、財源充当補正をする。

次に、4目 博物館費の「1 博物館特別展事業」において、令和8年5月1日に開館50周年を迎える博物館の魅力発信を図るため12節 委託料を62万6千円増額補正する。

次に、5目 美術館費の「1 魅力ある美術展覧会事業」において、事業費の確定見込みにより、12節 委託料を370万円減額補正する。また、24節 積立金を1千円増額補正する。こちらは、「文化振興基金積立金」の利子収入の確定見込みによるものである。

次に、「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」において、財源充当補正をする。

10ページに移り、継続費補正についてだが、「教育会館改修事業」「地区公民館管理運営事業（金田公民館改修設計委託）」について、事業費の確定見込みにより、それぞれ補正後の金額に変更するものである。

最後に11ページの繰越明許費補正だが、10款 教育費において、学校給食管理事業ほか9事業が本年度内に終了しない見込みであることから、繰越しの設定を行っている。

【質疑】

○大野委員

まず、小学校、中学校の施設管理事業についてだが、学校訪問にて校長や教頭と校舎内を回っていると、必ずトイレの話題が出る。洋式化されてトイレが綺麗になって、子どもたちがとても喜んでいるという話もあれば、まだ改修の順番が回ってこないのに、トイレの臭いを何とか外に出すような工夫をしているというような話もあった。トイレは子どもたちが学校生活を安心して快適に送る上でとても大切な場所であると思う。今年度は小学校3校、中学校1校の修繕が実施されたとのことで、子どもたちにとってはありがたいことだと思う。

次に、博物館特別展事業についてだが、開館50周年の記念グッズ製作とあるが、どのようなものを考えているのか教えてほしい。

○博物館長

令和8年5月1日に博物館が開館50周年を迎えるに際して、オリジナルグッズを用意し、受付で販売したいと考えている。内容としては、クリアファイル、一筆箋、マスキングテープの3種類を予定している。

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第9号 令和8年度平塚市一般会計(教育関係)当初予算について

【報告】

○吉野教育長

市議会3月定例会への提出案件である令和8年度平塚市一般会計当初予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

資料の中に数字はないが、まず平塚市の当初予算の概要について説明する。一般会計の総額は3年連続で1千億円を超える、1,065億8千万円で、前年度当初予算と比較して、6億円、約0.6%の増加となり、過去最大規模となっている。

続いて、教育費についてだが、令和8年度当初予算は約110億97万9千円で、前年度当初予算と比較して、金額では約4億2千983万1千円の増額、率にして約4.1%の増となっている。増加の主な要因としては、地区公民館改修工事費、中央図書館改修工事費などによるものである。

それでは教育関係予算の説明に移る。

始めに歳入だが、歳入1ページ、2ページを参照いただきたい。

14款「使用料及び手数料」1項「使用料」7目「教育使用料」のうち、2節を除いた1節「教育総務使用料」から4節「保健体育使用料」までは、各施設の使用料や観覧料を計上している。

次に、15款「国庫支出金」2項「国庫補助金」7目「教育費国庫補助金」1節「教育総務費補助金」では、要保護の児童生徒及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に係る国庫補助金を、2節「小学校費補助金」及び3節「中学校費補助金」では、理科教材の整備に関する国庫補助金を、4節「社会教育費補助金」では、開発等に伴う埋蔵文化財の調査費や相模人形芝居総合調査に係る国庫補助金を、それぞれ計上している。

次に、16款「県支出金」2項「県補助金」7目「教育費県補助金」1節「教育指導費補助金」では、コミュニティスクール事業や放課後自主学習事業及び部活動指導員に係る県補助金を、また帰国・外国人の児童生徒等への日本語指導者の派遣に係る県補助金を、それぞれ計上している。

2節「社会教育費補助金」では、地域学校協働活動推進事業費補助金のほか、開発等に

伴う埋蔵文化財の調査費や相模人形芝居総合調査に係る県補助金を、3節「教育総務費補助金」では、学校給食費の無償化として、小学生の学校給食の食材費に係る県補助金を、それぞれ計上している。

17款「財産収入」1項「財産運用収入」2目「利子及び配当金」1節「利子及び配当金」では、文化振興基金積立金利子収入を、3ページ、4ページに移り、2項「財産売払収入」2目「物品売払収入」では、有償刊行物頒布収入を計上している。

次に、18款「寄附金」では、歴史的建造物保存・活用のための指定寄附金及び展覧会充実のための指定寄附金を計上している。

19款「繰入金」1項「基金繰入金」2目「公共施設整備保全基金繰入金」は、市の公共施設の整備保全のための基金から、学校や社会教育施設等の施設修繕に係る経費を繰り入れるものである。

次に、5目「子ども・子育て基金繰入金」は、子ども・子育てに係る施策の充実及び安定を図るための基金から、引き続き、高等学校等における修学支援に繰り入れるものである。

次に、6目「環境みどり基金」は、緑化の推進及び脱炭素社会の実現を図るための基金から、埋蔵文化財調査事務所照明器具のLED化などに繰り入れるものである。

次に、21款「諸収入」5項「雑入」2目「雑入」9節「教育費雑入」では、学校給食費や美術館展覧会開催助成金、各施設における自動販売機の設置に伴う管理料や電気使用料等を計上している。

最後に22款「市債」1項「市債」7目「教育債」では、学校・公民館・図書館整備事業債を計上している。

続いて、歳出予算だが、歳出予算については、新規・拡充事業を中心に、主なものを説明させていただく。

歳出3ページ、4ページ、10款「教育費」、1項「教育総務費」の3目「学校給食費」だが、中段の「2 学校給食センター運営事業」では、単独調理場併設校を除いた小・中学校36校に安心・安全な給食を提供するため、学校給食センターの維持管理運営経費のほか、各学校の受入室等の維持管理経費を計上している。

「3 学校給食管理事業」では、給食食材の費用のほか、給食費の管理に必要な費用と食材の安心・安全の確保に必要な経費を計上している。

次に、5ページ、6ページに移り4目「教育指導費」である。下段の「3 高等学校等修学支援事業」は、高校生等の支援事業として、勉学に意欲的で経済的な支援が必要な生徒に対し、修学支援金として月額7千円を上限に支給するための経費である。令和8年度の募集定員は80人である。

7ページ、8ページに移り、下段の「7 サン・サンスタッフ派遣事業」は、学習支援補助員及び学校司書の派遣を行うための経費である。サン・サンスタッフの派遣は市内の各小中学校にとって、児童生徒支援のために欠かせない大切な事業になっている。令和8年度も、学習支援補助員118人、学校司書43人を、市内の小中学校全校に継続して派遣していく。

9ページ、10ページに移り、下段の「12 英語教育推進事業」は、小学校英語教育に関わる講師招聘等による研修会・学習会及び外国語指導助手が学校、幼稚園・こども園を訪

問するための経費である。AETと児童生徒が触れ合う機会として、イングリッシュデイやイングリッシュイベントを設け、英語教育のさらなる充実を図っていく。

11 ページ、12 ページに移り、「14 放課後自主学習教室事業」は、放課後に 45 分間、希望する 4・5・6 年生の児童を対象に、小学校を会場にして放課後自主学習教室を開催するための経費である。

児童の自主学習を支援することで、学習への意欲向上、家庭学習の習慣化をめざしており、令和 8 年度は 1 校増の 7 校での実施を予定している。

「16 教育指導事業」は、幼児・児童生徒の生きる力を育み、生涯にわたる学習基盤を築くため、各種事業を実施するための経費である。

報酬の「学校運営協議会委員報酬」は、令和 7 年度までに設置された 33 校に加え、令和 8 年度に新たに設置される 10 校の学校運営協議会の委員報酬である。これをもって、全校での設置が完了する予定である。また、教員に代わり、顧問として、中学校の部活動指導及び大会への引率等を行える「部活動指導員」を配置するため、令和 7 年度に引き続き、「部活動指導員報酬」を計上している。令和 8 年度は 9 名の部活動指導員の任用を見込んでいる。

委託料のうち「中学校体育大会等の委託料」は、夏の大会の熱中症対策として、増額で計上している。

次に、15 ページ、16 ページの、7 目「文化公園会館費」である。下段の「1 文化公園会館維持管理事業」は、勤労会館、青少年会館と教育会館の集会機能を統合した平塚市文化公園会館の運営・管理を行うための経費である。令和 8 年 4 月から供用を開始する。

次に、8 目「子ども教育相談センター費」である。17 ページ、18 ページに移り、中段の「2 教育相談事業」は、児童生徒の様々な課題を解決するために、子ども教育相談センターで行う教育相談・訪問相談や、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒に対して相談員が各学校を巡回し、指導助言等を行う巡回相談に加え、学校における教育相談支援体制を充実させるための「相談支援チーム」の派遣や、医療と連携した学校教育相談を行う経費である。令和 8 年度は教育相談員の報酬額を増額し、多様化・複雑化している教育相談に対応できる質の高い相談体制を維持する。

「3 介助員派遣事業」は、障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活動作を支援する介助員を派遣する事業である。171 人の介助員を派遣し、きめ細かな支援を行っていく。医療的ケアの必要な児童生徒に対しては、看護師資格を有した医療的ケア学校看護師 9 人で対応する。また、医療的ケア学校看護師の報酬額を増額し、人材を確保する。

19 ページ、20 ページに移り、中段の「7 校内教育支援センター支援員派遣事業」は、不登校対策として新たに立ち上げた事業である。校内教育支援センター支援員、通称「あったか支援員」を 5 人派遣し、教室に入りづらい子どもの居場所の確保や、教室登校への準備段階にある子どもへの支援を充実する。また、福祉と連携しながら、ヤングケアラーなどの家庭状況を要因とする不登校の兆候がある子どもの早期発見や支援につなげていく。

次に、2 項「小学校費」だが、23 ページ中段の 2 目「教育振興費」である。「1 通級指導教室運営事業」は、通級指導教室に予算を配当し、使用する教材・教具などの充実を図っていく。令和 8 年度は神田小学校に 3 校目の通級指導教室を開設するとともに富士見

小学校に巡回指導を開始し、増加する指導のニーズに対応する。

続いて、3目「学校建設費」である。25ページ、26ページに移り「1 小学校大規模改修事業」では、真土小学校及び南原小学校の大規模改修工事設計委託料を計上している。

続いて、3項「中学校費」3目「学校建設費」である。27ページ、28ページに移り、中段の「1 中学校大規模改修事業」では、大野中学校の大規模改修工事設計委託料を計上している。

続いて、4項「幼稚園費」である。29ページ、30ページに移り中段の「4 幼稚園運営補助事業」では、幼児教育の充実を図り、私立幼稚園の運営の安定に資するための経費などを計上している。令和8年度からは特別支援教育に係る補助金を拡充し、支援を要する子どもの受入れ体制の充実を図っていく。

続いて、5項「社会教育費」、1目「社会教育総務費」である。31ページ、32ページに移り、中段の「3 無形文化財保護事業」では、令和7年度から3か年計画で実施している相模人形芝居総合調査の2年目の実施経費と、文楽人形 伝承団体への支援や指定重要無形文化財を保存するための経費、また第50回を迎える「民俗芸能まつり」の記念開催のための経費を計上している。

次に、35ページ、36ページの、2目「公民館費」である。下段の「2 地区公民館整備事業」は、松原公民館及び金田公民館の大規模改修工事などの経費である。

37ページ、38ページに移り、「3 中央公民館管理運営事業」では、中央公民館の維持管理のための経費のほか、休館後の事務室機能の維持や解体工事の設計の経費などを計上している。

「5 地区公民館管理運営事業」では、地区公民館の維持管理のための経費のほか、金目公民館の大規模改修を進めるための改修設計経費などを計上している。

続いて、3目「図書館費」である。39ページ、40ページに移り、下段の「5 中央図書館業務事業」では、駅の図書室を含めた資料購入費や運営経費のほか、読書への関心を高めるための各種事業に係る経費などを計上している。

41ページ、42ページに移り、上段の「7 中央図書館管理事業」では、大規模改修に当たっての工事などの経費及び現施設の維持管理に係る経費や、改修中の一時移転の経費などを計上している。

「8 地区図書館管理運営事業」では、北図書館、西図書館及び6月から再開する南図書館の指定管理料などを計上している。

次に、4目「博物館費」である。43ページ、44ページに移り、「1 博物館特別展事業」は、秋期の「(仮称) 名品たちの里帰り - 平塚ゆかりの考古資料 - 」など、3回の特別展と博物館文化祭の経費や、それに伴う図録の刊行、展示パネルの製作などの経費である。

次に、45ページ、46ページに移り、5目「美術館費」である。下段の「1 魅力ある美術展覧会事業」では、絵本を通して子どもたちに優しい気持ちを伝える絵本作家たかいよしかず展及び、生誕110年となる工藤甲人展に加え、カウナス市との姉妹都市提携3周年を記念した、リトアニアを代表する現代作家であるアルギマンタス・シュベグジュダに関連した企画展や、所蔵品を活用した特集展などの開催経費を計上している。

47ページ、48ページに移り、中段の「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」では、施設を安心して快適に利用していただくため、修繕費用や保守点検等の維持管理に係る経

費などを計上している。また、令和9年1月以降の休館中に、駅前商業施設を代替施設として運営するための経費を計上している。

「5 美術館改修事業」では、エレベーター修理工事、収蔵品移送作業、事務所移転などの関連経費を計上している。

49 ページ、50 ページに移り、6 項「保健体育費」、1 目「保健体育総務費」である。「2 保健体育庶務事業」では、市内スポーツ情報ポータルサイトの運営に係る経費、各種スポーツ団体や全国規模のスポーツ大会開催への支援のための経費を計上している。

最後に、55 ページ、継続費及び債務負担行為の設定である。

継続費では、「中央図書館管理事業（改修工事）」として、令和8年度に9億376万円、令和9年度に13億7千544万円、総額22億7千920万円を、「美術館改修事業（工事）」として令和9年度に20億5千980万6千円、令和10年度に30億8千970万9千円、総額51億4千951万5千円を設定している。また、債務負担行為として、小学校特別教室・教育相談室空調機賃借料ほか5事業を設定している。

【質疑】

○寺田委員

湘南ベルマーレによるサッカー教室など、平塚独自の事業もたくさんあり、素晴らしいと思いきかせていただいた。

ブックスタート事業についてだが、こちらは平塚市の赤ちゃんに絵本を渡すというものかと思うが、事業の概要を伺いたい。

○中央図書館長

ブックスタート事業については、平塚市在住の1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、4種類程度の絵本から1冊を選んでいただき、持ち帰っていただくものとなる。

事業費はそのための絵本の購入等に充てるものとなる。

○寺田委員

全ての赤ちゃんに機会が及ぶよう配布が行われているとのこと、素晴らしいと思う。ぜひ継続していただければ嬉しい。

○大野委員

歳出13、14ページの児童生徒就学援助事業、特別支援教育就学奨励援助事業について、昨年度予算から大きく減額になっているが理由を伺いたい。

○学務課長

給食費の無償化があり、その分が援助の対象から外れたため減額となっている。

○大野委員

援助が減額となるわけではないと聞いて安心した。これらの事業は保護者や子どもたちが経済的な心配をすることなく、教育を受けることができるようにするという点で、とて

も大切な事業なので質問をさせていただいた。

次に、19、20 ページの校内教育支援センター支援員派遣事業だが、不登校の子どもたちが年々増加する中で、校内教育支援センターは、教室に入りづらい子どもたちの居場所として、これからますます重要な役割を果たすものと考えている。学校からは不登校の子どもたちの居場所を作りたいが、対応できる人がいないという切実な声もあると聞いている。これまでは県費で支援員の派遣があったかと思うが、今回市費でも雇用いただけることは大変嬉しいことだと思う。

この予算で何人ぐらいの支援員を雇用することができ、どのように派遣する予定なのか、現時点の考えを伺いたい。

○子ども教育相談センター所長

校内教育支援センター支援員だが、現在は5名派遣することを予定している。勤務形態は1日3時間、週2回の勤務となる。

3時間という短い時間とはなるが、生徒が学校に来やすい時間帯に派遣し、対応いただくことを考えている。

来年度の県費職員の配置がまだ確定していないため、そちらにも注意しながら進めていく。

○大野委員

今後この事業の成果と課題を把握しつつ、徐々に支援員の人数が増え、子どもたちが少しでも、安心して学べるようになることを願っている。

次に、歳出55ページの債務負担行為について、小学校の特別教室・教育相談室の空調機や、小中学校体育館の空調機の賃借料が計上されていることは嬉しいことだと思った。

質問だが、市内の小学校は五領ヶ台分校を除けば28校だと思うが、ここで小学校26校となっているのはなぜか。

○教育施設課長

小中学校の体育館の空調整備については、現在中学校3校は先行して実施している。残りの中学校については、令和9年4月を目指して行う。小学校はその後、令和10年4月を目指して行う。

そのうち、相模小学校については、新設校のため断熱改修が不要であり、土屋小学校については、もともと大規模改修工事の予定があるため、工事の中でエアコンを設置し、断熱の改修をする予定である。そのため、当該小学校2校は事業名の記載から除外されている。

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)その他

な し

3 議案第30号 平塚市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

【提案説明】

○吉野教育長

県費負担教職員の年次休暇制度の変更に伴い、様式の整備等を行うものである。
詳細は、教職員課長から説明する。

○教職員課長

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により、義務教育終了前の子を養育する職員が、その子の看護のために勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる子の看護休暇が、子の入学式や卒業式への参加でも取得できるようになったため、名称が子の看護等休暇に改められた。また、これまで休暇等は暦年で付与していたが、令和8年4月1日から、年度付与へと移行することになった。

これに伴い、平塚市立学校職員服務規程においても、県に準じて子の看護等休暇の名称変更と、休暇等の年度付与に対応するため、一部改正を行うものである。

あわせて、他の条文と様式についても、一部文言の修正を行っている。

新旧対照表を参照いただきたい。第15条4になる。先ほど説明したとおり、名称の変更となる。それに合わせて、次ページ以降の様式についても名称も変更している。また、4月1日以降に、暦年から年度付与に変更になることに伴い、様式も「年」から「年度」となっている。

【質疑】

○大野委員

学校教職員の休暇等申請簿や出勤簿等は電子化される見込みはあるか、またはそのような動きはあるのか。

これらが電子化され、自動計算、自動照合が可能となれば、一人一人の教職員の負担が軽減されると思う。何よりも、事務職員や管理職はこれらの処理には相当な時間を費やしていると思う。

学校では今多くの職種の方がおり、多様な勤務形態で働いているので、勤怠管理がデジタル化、効率化できれば事務の負担軽減につながるのではないかと思う。また、校務のDX化は文科省も推進していたかと思う。

○教職員課長

市や県では既にそのようなシステムが入っているため、教育研究所等も含めながら、今後研究していきたいと思う。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第31号 平塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものである。

詳細は、教職員課長から説明する。

○教職員課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条文番号が改正され、共同学校事務室の設置に関する条文が、第47条の5から、第47条の4に改正された。

これに伴い、平塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則においても、一部改正を行うものである。

新旧対照表を参照いただきたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、第47条の3がなくなり、これまでの第47条の5が4となっている。そのための変更となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 その他

なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第32号、33号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

6 議案第32号 令和7年度平塚市教職員表彰の被表彰者の決定について

【結果】

教育長及び教職員課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

7 議案第33号 令和8年度平塚市立学校長等の人事異動の内申について

【結果】

教育長及び教職員課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会2月定例会は閉会する。

(15時48分閉会)